



私は、妻の死亡に伴い、生命保険会社から保険金の支払いを受けました。これはどういう所得になりますか？
なお、保険料の支払者、保険金の受取人も私です。



この場合の所得は、「一時所得」になります。

なお、このときの一時所得金額の計算方法は次のとおりです。

収入金額 - 必要経費(払込保険料等) - 特別控除(50万円)

* 課税の対象となる金額は上記で求めた一時所得金額の1/2です。

また保険金を受け取った場合、その保険金が死亡によるものか、満期によるものか、また、保険料の支払者が誰であるかで、その課税方法が異なります。

死亡保険金を受け取った場合

	保険料の支払者	被保険者 (死亡した人)	保険金受取人 (税金がかかる人)	税金の種類
保険料支払者と保険金受取人が同じとき	A	B	A	所得税 + 住民税 (一時所得)
保険料支払者と死亡した人が同じとき	A	A	B	相続税 *注
保険料支払者、死亡した人、保険金受取人がそれぞれ異なるとき	A	C	B	贈与税

*注 受取人が死亡した人の相続人であるときは、相続により取得したものとみなされ、相続人以外の者が受取人であるときは遺贈により取得したものとみなされます。どちらの場合も相続税がかかります。

満期保険金を受け取った場合

	保険料の支払者	保険金受取人 (税金がかかる人)	税金の種類
保険料支払者と保険金受取人が同じとき	A	A	所得税 + 住民税 (一時所得)
保険料支払者と保険金受取人が異なるとき	A	B	贈与税

病気や損害を受けたことにより保険金を受け取ったとき

病気やけがを原因として受けとった保険金は非課税とされています。